

南朝正平十三年 北朝廷文三年四月三十日

八二六

又大乗の宗きゝかゝし、信うゝし、あゝ直示の宗を行すといへども、いま
ゝこれをしやうをせ、この事なりをおもふ、身い地水火をあつめて、大小
の不浄をつゝめり、心い生々世々ゝあれきつる愛念執著ゝつゝあられて、本
覺の月くもれるうとし、佛神をいとありといへども、内外一あり、此愛執執
著の雲をいらひのけさせ給て、佛道を玄やうをさせ給へし、こゝろゝひ死れ
期いゝ程いおしみ申へきゝあらずといへども、いまゝ悟道得法ゝあゝい
さるうへ、をめてい、此道あゝこしの心やすた所候いゝ、わさども、かゝる愛
別離苦のさうひをすてゝ、いのちたしとを存せず候へども、人身うしなひ
やすく法位い〇以下
闕々、

〔梅松論〕

下

抑夢窓國師を兩將御信仰有ける初は、細川陸奥守顯氏、元弘
以前義兵をあけむとて、北國を経て、阿波へおもむきし時、甲斐の國の惠林
寺にをいて、國師と相看し奉り、則受衣し、其後兩將の引導申されけり、眞俗
ともに勧め申されしに依て、君臣萬年の榮花をひらき給ふ、目出度有難き
事共也、

〔夢窓國師語錄〕

下頌

仁山 將軍

疎石ヨリ
仁山ノ法
號ヲ受ケ

尊氏疎石
ニ參ス